

## コーンスターチに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

標記のことについて、本年度初日から9月末日までの関税暫定措置法別表第1の6の15の項に定める物品（コーンスターチ）の輸入数量及び協定対象外輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する財務大臣が告示する数量を超えることとなったことから、同法第7条の3第1項の規定に基づき、本年11月1日から令和3年3月31日までの間、数量ベースSSGが発動されることとなりました。

つきましては、令和元年11月1日以降の輸入申告については、下表中「**暫定法第7条の3発動後のもの**」が適用となります（同法7条の3第2項第6号に該当するものを除く。）ので、ご注意ください。

### 1. 発動対象品目 1. 発動対象品目

実行関税率表			NACCS 用品目コード			発動状況	備考
番号	細分	NACCS 用	番号	細分	NACCS 用		
1108.12	099	+	1108.12	099	6	発動前	119 円/kg
				002	0	発動後	158.67 円/kg (注)
				003	1	発動前	TPP11 及び米国協定に基づく関割あり
				004	2	発動後	TPP11 及び米国協定に基づく関割あり

(注) 158.67 円/kg = 119 円/kg + 39.67 円/kg

### 2. 数量ベースSSG発動後のコーンスターチに係る関税率

